

富山県公害防止条例施行規則の一部改正の概要（30年4月1日改正）

<改正前>

第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域	その他の区域												
<table border="1"> <tr><td>第1種低層住居 専用地域</td></tr> <tr><td>第2種低層住居 専用地域</td></tr> </table>	第1種低層住居 専用地域	第2種低層住居 専用地域	<table border="1"> <tr><td>第1種中高層住 居専用地域</td></tr> <tr><td>第2種中高層住 居専用地域</td></tr> <tr><td>第1種住居地域</td></tr> <tr><td>第2種住居地域</td></tr> <tr><td>準住居地域</td></tr> </table>	第1種中高層住 居専用地域	第2種中高層住 居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	準住居地域	<table border="1"> <tr><td>近隣商業地域</td></tr> <tr><td>商業地域</td></tr> <tr><td>準工業地域</td></tr> </table>	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	<table border="1"> <tr><td>工業地域</td></tr> <tr><td>工業専用地域※</td></tr> </table> <p>※工業専用地域は 境界線から工業専 用地域内へ50mの 範囲内に限る。</p>	工業地域	工業専用地域※	左記の区域を除く すべての地域
第1種低層住居 専用地域																
第2種低層住居 専用地域																
第1種中高層住 居専用地域																
第2種中高層住 居専用地域																
第1種住居地域																
第2種住居地域																
準住居地域																
近隣商業地域																
商業地域																
準工業地域																
工業地域																
工業専用地域※																
規制基準 昼間：45dB 朝夕：40dB 夜間：40dB	規制基準 昼間：55dB 朝夕：45dB 夜間：40dB	規制基準 昼間：65dB 朝夕：60dB 夜間：50dB	規制基準 昼間：70dB 朝夕：65dB 夜間：63dB	規制基準 昼間：60dB 朝夕：55dB 夜間：50dB												
基準日 平成18年3月31日																

※規制基準については、学校の立地等によっては上記によらない場合があります。

<改正後>

第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域	その他の区域													
<table border="1"> <tr><td>第1種低層住居 専用地域</td></tr> <tr><td>第2種低層住居 専用地域</td></tr> <tr><td>田園住居地域</td></tr> </table>	第1種低層住居 専用地域	第2種低層住居 専用地域	田園住居地域	<table border="1"> <tr><td>第1種中高層住 居専用地域</td></tr> <tr><td>第2種中高層住 居専用地域</td></tr> <tr><td>第1種住居地域</td></tr> <tr><td>第2種住居地域</td></tr> <tr><td>準住居地域</td></tr> </table>	第1種中高層住 居専用地域	第2種中高層住 居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	準住居地域	<table border="1"> <tr><td>近隣商業地域</td></tr> <tr><td>商業地域</td></tr> <tr><td>準工業地域</td></tr> </table>	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	<table border="1"> <tr><td>工業地域</td></tr> <tr><td>工業専用地域※</td></tr> </table> <p>※工業専用地域は 境界線から工業専 用地域内へ50mの 範囲内に限る。</p>	工業地域	工業専用地域※	左記の区域を除く すべての地域
第1種低層住居 専用地域																	
第2種低層住居 専用地域																	
田園住居地域																	
第1種中高層住 居専用地域																	
第2種中高層住 居専用地域																	
第1種住居地域																	
第2種住居地域																	
準住居地域																	
近隣商業地域																	
商業地域																	
準工業地域																	
工業地域																	
工業専用地域※																	
規制基準 昼間：45dB 朝夕：40dB 夜間：40dB	規制基準 昼間：55dB 朝夕：45dB 夜間：40dB	規制基準 昼間：65dB 朝夕：60dB 夜間：50dB	規制基準 昼間：70dB 朝夕：65dB 夜間：63dB	規制基準 昼間：60dB 朝夕：55dB 夜間：50dB													
基準日 平成30年4月1日 （※この時点での用途地域の区分に応じて規制が適用されます。）																	

※上記は、**平成30年7月1日から施行**されます。

※規制基準については、学校の立地等によっては上記によらない場合があります。